

議案第 8 2 号

北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」を「省令」に、「同令」を「省令」に、「法」を「法」に改め、「他の地域密着型サービス事業者」との次に「省令第22条第4項、第40条の4第4項及び第44条第4項中「第1項に掲げる設備」とあるのは「利用者に対して第1項に掲げる設備又は当該設備以外の設備」と読み替えるものと」を加え、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

本則に次の2条を加える。

(宿泊サービスの変更等の届出)

第6条 前条の基準に基づき、省令第22条第4項、第40条の4第4項及び第44条第4項に規定するサービス(以下「宿泊サービス」という。)の届出をした者(以下「宿泊サービス事業者」という。)は、当該届出に係る事項に変更があったときは、当該変更があった日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の前に、その旨を市長に届け出るものとする。

(非常災害時用の物資の備蓄)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者及び宿泊サービス事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

(北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)」を「省令」に、「同令」を「省令」に、「、「法」を「法」に改め、「、他の地域密着型介護予防サービス事業者」との次に「、省令第7条第4項中「第1項に掲げる設備」とあるのは「利用者に対して第1項に掲げる設備又は当該設備以外の設備」と読み替えるものと」を加え、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

本則に次の2条を加える。

(宿泊サービスの変更等の届出)

第5条 前条の基準に基づき、省令第7条第4項に規定するサービス(以下「宿泊サービス」という。)の届出をした者(以下「宿泊サービス事業者」という。)は、当該届出に係る事項に変更があったときは、当該変更があった日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の前に、その旨を市長に届け出るものとする。

(非常災害時用の物資の備蓄)

第6条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者及び宿泊サービス事業者は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北本市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第1項の規定及び第2条の規定による改正後の北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に変更がある場合について適用する。